［略］	［略］	［略］
改正前施行規程第百五十九条第一項	又は振込金融機関を変更するとき	払渡金融機関を変更するとき又は禁錮以上の刑に処せられたとき若しくは退職手当支給制限等処分（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分をいう。以下この条において同じ。）に相当する処分を受けたとき
	転居したこと	氏名を改めたこと、転居したこと
	知事等から本人確認情報	地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報
［略］	［略］	［略］
改正前施行規程第百五十九条第一項第九号	九　振込金融機関を変更するときは、新たな振込金融機関及び従前の振込金融機関	九　払渡金融機関を変更するときは、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ　支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下この号において「公金受取口座」という。）を利用する者　新たな払渡金融機関の名称、所在地及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨並びに従前の払渡金融機関 ロ　イに掲げる者以外の者　新たな払渡金融機関の名称、所在地及び預金口座の口座番号並びに従前の払渡金融機関 十　禁錮以上の刑に処せられたとき又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときは、当該刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日

［同上］	［同上］	［同上］
改正前施行規程第百五十九条第一項	知事等から本人確認情報	地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報
［同上］	［同上］	［同上］
改正前施行規程第百五十九条第一項第九号	振込金融機関を変更するときは、新たな振込金融機関及び従前の振込金融機関	払渡金融機関を変更するときは、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ　支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下この号において「公金受取口座」という。）を利用する者　新たな払渡金融機関の名称、所在地及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨並びに従前の払渡金融機関 ロ　イに掲げる者以外の者　新たな払渡金融機関の名称、所在地及び預金口座の口座番号並びに従前の払渡金融機関